

別表 1-1 (相談窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業(多賀町)

創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none">・本計画の策定に合わせ、創業支援に関する窓口を設置し、産業環境課職員1名を相談窓口担当とする。・多賀町商工会が行った相談は、過去5年間で38人(延べ回数77回)、創業者数15社であったことから、年平均換算で支援者8人、創業者3人を目標とする。 (目標数)・創業支援対象者数8人 創業者数3人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ＜相談窓口＞【既存】 <ul style="list-style-type: none">・多賀町役場内に創業支援の相談窓口を設け、多賀町商工会、地域金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。相談窓口は、多賀町産業環境課の職員1名を町の窓口に配置し、相談対応を行う。・相談窓口では、町、県、国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、創業支援を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする。・創業支援のサイトを町HPに立ち上げ、施策一覧、支援機関一覧を掲載する。・創業に必要なとなる要素別の各創業支援機関の役割は以下とする。 ＜創業に必要な要素と各創業支援機関が担う役割＞ <ol style="list-style-type: none">1 ターゲット市場の見つけ方 多賀町商工会が市場ニーズを把握し、情報提供する。また(公財)滋賀県産業支援プラザでは商圈に関する分析ツールなどを提供し、調査を支援する。2 ビジネスモデルの構築の仕方<ol style="list-style-type: none">(1) 多賀町商工会、滋賀銀行、滋賀中央信用金庫、日本政策金融公庫彦根支店等の地域金融機関等が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。(2) 多賀町商工会を含む、彦愛犬地区商工会の合同実施による創業塾を行い、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。(3) (公財)滋賀県産業支援プラザが、起業から安定までの各段階におけるニーズに応じてきめ細やかな支援を行う。(4) 多賀町商工会が、商店街の空き店舗での開業を斡旋するチャレンジショップ事業を実施し、採算のとれるビジネスモデルの構築を支援する。3 売れる商品・サービスの作り方 多賀町商工会が、商品・サービスに対し、専門的知見に基づき強み、弱みを分析しアドバイスを行う。また、より専門的な知見が必要な場合は、専門家を紹介する。4 適正な価格の設定と効果的な販売方法について 多賀町商工会が、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行う。5 資金調達 滋賀銀行、滋賀中央信用金庫、日本政策金融公庫彦根支店等の地域金融機関が、資金調達へのアドバイスや金融支援を行う。また多賀町商工会が、資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。6 事業計画書の作成 多賀町商工会が、事業計画書の策定について専門家と一緒にアドバイスを行う。 さらに、滋賀銀行、滋賀中央信用金庫、日本政策金融公庫彦根支店等の地域金融機関が、事業計画書のブラッシュアップを行う。 また、補助金等の申請については、多賀町商工会や、滋賀銀行、滋賀中央信用金庫等の認定経営革新等支援機関が連携してサポートを行う。

7 許認可・手続き

多賀町が、担当課において、創業手続・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。また、より詳細な知識を必要とする場合には、多賀町商工会から専門家を紹介し、税務、労務管理、起業手続等に関しアドバイスを行ってもらう。

8 コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

多賀町商工会が、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

<創業支援機関との連携>

- ・各連携支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、多賀町または多賀町商工会が情報集約・一元化を図り、創業支援カルテを作成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業希望者がどのような支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているか明確にし、適切な機関を誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

- ・ワンストップ相談窓口（別表2-1）において1か月以上にわたり、4回以上相談を行い、経営・財務・人材育成・販路開拓のアドバイスをそれぞれ受け、創業支援カルテでその旨が確認できた者に対し、多賀町が「特定創業支援等事業」を受けたという証明書を発行する。
- ・実践創業塾（別表2-2）において1か月以上にわたり、経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの知識が身につく基本講義を全て受講し、出席したことが創業支援カルテ等で確認できた者に対し、多賀町が「特定創業支援事業」を受けたという証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援事業等計画の全体の進捗状況を多賀町が把握することとし、創業希望者・創業者に対するアンケート調査等により、常に体制を改善していくこととする。特定創業支援等事業による支援を受けた証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールで確認する。
- ・創業後についても、多賀町商工会等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、町の広報紙やホームページへの掲載、パンフレットの配布を行うなど、広くPRする。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・多賀町産業環境課に担当者1名を配置し、関係機関と連携した相談窓口を設置するとともに、多賀町商工会にワンストップ相談窓口を設置する。関係機関とも連携のうえ、チラシ、広報誌、HPを活用し創業支援事業を幅広くPRしていくこととする。
- ・必要な予算については、町が手当することとする。
- ・各連携支援機関が支援を行った創業者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、多賀町が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、創業支援カルテを作成し、関係機関と共有を図る。
- ・関係機関との連携を密にするため、必要に応じて関係機関担当者連絡会を開催し、各機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成27年7月1日～令和7年6月30日

別表 2-1 (ワンストップ相談窓口) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 多賀町商工会</p> <p>(2) 住所 滋賀県犬上郡多賀町多賀230-1</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 尾谷 忠之</p> <p>(4) 連絡先 TEL 0749-48-1811 FAX 0749-48-2188 E-mail : tagacho@mx.bw.dream.jp 担当者 主査 永井康雄</p>
創業支援等事業の目標
<p>多賀町商工会への過去3年間 (平成28, 29, 30年度) での創業相談件数合計が30人、うち創業件数が11人で、これは多賀町の創業支援に関する補助制度および通常業務の中で個別に創業支援に取り組んできた状態での実績である。</p> <p>創業支援に関するワンストップ相談窓口を設け、年間10人の相談件数を目標とし、年間相談件数の30%に相当する3件の創業を目標とする。</p> <p>(目標数)</p> <p>・創業支援対象者数 : 10人 創業者数 : 3人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><ワンストップ相談窓口> 【既存・特定創業支援等事業】 多賀町商工会内に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、町や地域金融機関等と連携し創業時の様々な課題を解決する。また、町、県、国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、創業支援を行っている支援機関をまとめ、中小企業庁が運営するホームページ「ミラサポ」の活用による支援施策の紹介や、支援機関を紹介できるようにする。</p> <p><特定創業支援等事業について> ワンストップ相談窓口では「経営・財務・販路開拓・人材育成」についてそれぞれ1回につき1時間程度4回以上受け、創業支援カルテで4分野についてすべての知識が身についたと認められる旨が確認できた者に対し、多賀町が「特定創業支援事業」を受けたという証明書を発行する。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業意識が高い段階で具体的プランへ推進していく。相談者の創業の意思を確認した後に、特定創業支援事業に定める各種支援項目について指導を行う。創業者によって課題やスタイルが違うので、各創業者個々人に応じたマンツーマンの対応を実施する。 ・町は、役場、図書館、町のHP等で相談事業のPRを行うとともに、相談者が町内で創業する場合は、必要となる融資制度等を積極的に紹介する。また連絡会においても、事業の実績や創業後の状況など情報共有を行う。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成27年7月1日～令和7年6月30日

別表 2-2 (実践創業塾) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要	
<p>(1) 氏名又は名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 稲枝商工会 ② 愛荘町商工会 ③ 甲良町商工会 ④ 豊郷町商工会 ⑤ 多賀町商工会 <p>(2) 住所</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 滋賀県彦根市稲部町607-1 ② 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72 ③ 滋賀県犬上郡甲良町在士351-4 ④ 滋賀県犬上郡豊郷町石畑374-6 ⑤ 滋賀県犬上郡多賀町多賀230-1 <p>(3) 代表者の氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会長 木村 初男 ② 会長 西村 正司 ③ 会長 濱野 圭市 ④ 会長 青山 憲三 ⑤ 会長 尾谷 忠之 <p>(4) 連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ① TEL 0749-43-2201 FAX 0749-43-6338 担当 主査 速水 善広 ② TEL 0749-42-2719 FAX 0749-42-5608 E-mail : info-e@aisho.or.jp 担当 山口 ③ TEL 0749-38-3530 FAX 0749-38-3977 E-mail : kousho@mx.biwa.ne.jp 担当 中川 悟史 ④ TEL 0749-35-2022 FAX 0749-35-4522 E-mail : info@toyosatocho-shokokai.com 担当 門野 ⑤ TEL 0749-48-1811 FAX 0749-48-2188 E-mail : tagacho@mx.bw.dream.jp 担当 主査 永井康雄 	
<p>※①稲枝商工会、②愛荘町商工会、③甲良町商工会、④豊郷町商工会、⑤多賀町商工会の5つの商工会の合同により、実践創業塾を実施する。</p>	
創業支援等事業の目標	
<p>社会構造の変化等の影響により、とりわけ小規模事業者を取り巻く経営環境は厳しくなっている中、地域社会で活躍する人材を育成し地域に根ざした創業者を増やすことで民間の活力を高め、産業の新陳代謝を高めていく必要があり、創業支援が極めて重要となっている。</p> <p>このような経済環境の変化に積極的に対応しようとする創業予定者等に対し、支援事業を実施し、新規開業の促進・地域雇用機会の創出等を図ることによって、地域経済の活性化に寄与することを目標とする。</p> <p>過去の創業支援塾では1クラス30人程度を対象とし、うち多賀町からの参加者は1～割程度であった。この実績から支援対象者を5人とし、その中から5割以上である3人の創業者数を目標とする。</p> <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援対象者数：5人 創業者数：3人 	

創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

<実践創業塾>【既存・特定創業支援等事業】

創業に向けて具体的な行動計画を有する者等を対象として、全6回（1回5時間程度）の講座を実施し、創業塾をすべて受講することで、実際の創業に結びつくようなカリキュラムの内容とする。

受講終了後も多賀町商工会や専門家がフォローし、地域金融機関等とも連携しながら創業に向けた支援を実施する。

<特定創業支援等事業について>

財務、経営、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義（下記カリキュラム例の☆印のテーマ）を全て受講し、1月以上にわたり6回以上の講義に出席した者を「特定創業支援事業者」とする。なお、出席できなかった講義については後にねっと湖東がフォローアップ講義を行うことで、受講したものとみなす。

○実践創業塾（案）

合計6回

- ・オリエンテーション・現状分析【専門家指導】
- ・資金調達・融資制度【日本政策金融公庫・各金融機関】<財務>（☆）
- ・企業運営に必要な税務・会計知識について【専門家指導】<経営>（☆）
- ・労務管理【専門家指導】<人材育成>（☆）
- ・マーケティングの基礎・販売戦略について【専門家指導】<販路開拓>（☆）
- ・販売におけるITの活用手法について【専門家指導】
- ・事業計画書の策定・助言【専門家指導】（5回目）
- ・個別相談指導【専門家指導】（6回目）

（☆）のテーマを基本講座として、それぞれ1回ずつ実施する（計4回）。その他のテーマについては、基本単元に付随する形でカリキュラムを編成する。5回目は参加者による、ビジネスプランの発表と、それに対する専門家の講評として、プランのブラッシュアップの方法や、事業方針への助言を行う機会とする。6回目は希望者に対し、専門家に対する個別相談会を設け、個別具体的な相談に対応する機会とする。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・合同実施する5つの商工会より担当者を選任し、会場準備、教材の準備等の事務手続きのほか、カリキュラムの策定、専門家の確保を行う。
- ・特定創業支援等事業を受けた者については、多賀町商工会が多賀町と連携し、空き店舗・空き家情報を提供、活用してもらう。
- ・多賀町は、町のHP等で施策のPRを行い、会議室の準備、資料の作成等多賀町商工会と協力して行う。連絡会においても、事業の実績、その後の状況などの情報共有を行う。
- ・特定創業支援事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、事業終了後直ちに町に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成27年7月1日～令和7年6月30日